

## 大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）第13条第1項に規定する身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、大津市内に居住する重度身体障害者の就労、通学、通院、通所、生業等の用に供するための自動車の改造等に要する経費を助成し、もって重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による大津市身体障害者用自動車改造費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本人又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年（1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が改造の助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている重度の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する者であって、就労等のため自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるもの
- (2) 下肢機能障害、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害における障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、通学、通院、通所若しくは生業のため自ら又は生計を同一にする者が所有する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着し、及び改造する必要があるもの

### (助成金の額)

第4条 助成金の限度額は、100,000円とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、重度身体障害者が自ら運転する自動車の場合は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とし、重度身体障害者と生計を同一にする者等がその重度身体障害者の移動介護のために運転する自動車の場合は、車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着し、及び改造（移動介護用特別仕様車の購入を含む。）するために要した経費とする。

### (交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するとともに、重度身体障害者の身体障害者手帳及び運転免許証（本人が運転免許取得前の者である場合にあっては、身体障害者手帳のみ）を提示しなければならない。

- (1) 改造を行う業者の見積書（装着及び改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- (2) 自動車の所有者が生計を同一にする者である場合は、自動車検査証の写し

### (決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。ただし、運転免許取得前の者に対する決定については運転免許取得を条件とする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項の実績報告書には、業者の自動車改造費請求明細書及び自動車改造費支払領収書(明細を記したものを含む。)の写しを添付しなければならない。

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書(様式第9号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

(身体障害者用自動車改造費助成簿の整理等)

第14条 市長は、助成の状況を明らかにするために、大津市身体障害者用自動車改造費助成事業完了確認調書(様式第12号)により改造事項等を確認するとともに身体障害者用自動車改造費助成簿を整備するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(昭和51年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の規定は、平成26年度の助成金から適用する。

様式第1号（第6条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 (電話番号 \_\_\_\_\_)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、 \_\_\_\_\_ 年度大津市身体障害者用自動車改造費助成金の交付について、次のとおり申請します。

申請金額		円		
障害者の状況	氏名		生年月日	年 月 日生
	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	障害名		障害の程度	級
	車椅子使用の有無	有 ・ 無		
扶養親族等の数				
所得状況	本人の所得			
	扶養義務者の所得			
自動車免許	免許証交付年月日		番号	
	免許証の限定条件			
自動車の改造内容	車種			
	改造箇所内容及び経費			
改造車の利用目的				
備考				

- 1 業者の見積書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの）を添付すること。
- 2 申請の際に身体障害者手帳と運転免許証を提示すること。ただし、運転免許取得前の者にあつては、助成金の交付決定は運転免許の取得を条件として行うので、交付決定を受けた場合には運転免許証の交付を受けた日から60日以内に運転免許証を提示すること。
- 3 「本人の所得」及び「扶養義務者等の所得」は、当該申請の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合にあつては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）とする。

様式第2号（第6条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（車椅子リフト設置用）

年 月 日

（宛先）

大津市長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

（電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、\_\_\_\_\_年度大津市身体障害者用自動車改造費助成金の交付について、次のとおり申請します。

申 請 金 額		円		
障 害 者 の 状 況	氏 名	生年月日	年 月 日生	
	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	障 害 名	障害の程度	級	
	車椅子使用の有無	有 ・ 無		
扶 養 親 族 等 の 数				
所 得 状 況	本人の所得			
	扶養義務者の所得			
介 護 者 の 状 況	氏 名	生年月日	年 月 日	
	住 所	障害者との関係		
	免許証の交付番号	交付年月日	年 月 日	
自 動 車 改 造 の 内 容	車 種			
	改造箇所内容及び経費			
改造車の利用目的				
備 考				

- 1 業者の見積書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの）を添付すること。
- 2 申請の際に身体障害者手帳と介護者の運転免許証を提示すること。
- 3 自動車の所有者が生計を同一にする者である場合は、自動車検査証の写しを添付すること。
- 4 「本人の所得」及び「扶養義務者等の所得」は、当該申請の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合にあつては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）とする。

様式第3号（第7条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	金 円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 この決定は、運転免許取得前の者に対する場合にあつては、運転免許の取得を条件としたものである。</li><li>2 この助成金を申請による用途以外に使用してはならない。</li><li>3 この助成金に対する実績報告書を助成対象事業完了後、速やかに提出すること。</li><li>4 この助成金の用途等については、大津市監査委員の監査を受けることがある。</li><li>5 前各号に違反した場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることがある。</li></ol>

様式第4号（第7条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 申 請 金 額	金 円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第5号（第8条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消し後の交付決定金額	金 円
取 消 し を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	金 円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	



様式第7号（第9条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付決定のあった大津市身体障害者用自動車改造費助成事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	金 円
補助金の既交付金額	金 円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	金 円
添付書類	(1) 業者の自動車改造費請求明細書 (2) 自動車改造費支払領収書（明細を記したものを含む。）の写し

様式第8号（第10条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	金 円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	金 円
交 付 確 定 金 額	金 円

様式第9号（第11条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度		
補助事業の名称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業		
交付確定金額	円		
交付請求金額	円		
振 込 融 先 機 関	金融機関	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		
添付書類			

様式第10号（第12条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	金 円
取 消 金 額	金 円
取 消 し 後 の 交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	金 円
取 消 し を し た 理 由	

様式第11号（第13条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市身体障害者用自動車改造費助成金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	
返 還 理 由	
返 還 期 日	
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市身体障害者用自動車改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	金 円
助成金の既交付金額 及び交付年月日	金 円
交 付 確 定 金 額	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

様式第12号（第14条関係）

大津市身体障害者用自動車改造費助成事業完了確認調書

助成対象者	住 所	
	氏 名	
助 成 額		円
改造の内容		
改造を行った業者名		
改造完了日		年 月 日
改造車の利用状況等		
所 見		
<p>上記のとおり相違ないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大津市福祉子ども部障害福祉課</p> <p style="text-align: right;">担当者名 _____ 印</p>		